



平成31年3月18日
中部地方整備局
名古屋港浚渫土砂活用室

「中部国際空港沖公有水面埋立事業」環境影響評価 準備書の手続き開始と説明会の開催について

国土交通省中部地方整備局は、このたび「中部国際空港沖公有水面埋立事業」の環境影響評価について、準備書の手続きを開始することとしましたので、お知らせします。

なお、手続き開始に先立ち、3月22日（金）9時30分から記者向け説明会を開催します。（申し込み方法は【別添-1】、説明資料は【別添-2】参照）

1. 準備書の公告・縦覧と意見募集

（1）対象事業の概要

1）事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：国土交通省中部地方整備局

代表者の氏名：国土交通省中部地方整備局長 勢田 昌功

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号
NUP・フジサワ丸の内ビル

2）対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称：中部国際空港沖公有水面埋立事業

対象事業の種類：公有水面の埋立て

対象事業の規模：埋立区域の面積 約290ヘクタール

3）対象事業実施区域の位置

愛知県常滑市セントレア地先公有水面

4）関係地域の範囲

愛知県常滑市、同県知多市及び同県知多郡美浜町

（2）公告日

平成31年3月25日（月）

（3）縦覧

1）縦覧場所：下記ホームページの他、次表に示す場所で準備書の内容を見ることができます。

【中部地方整備局港湾空港部「中部国際空港沖公有水面埋立事業」ホームページ】

<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html>



縦 覧 場 所		時 間	備 考
①	愛知県環境部環境活動推進課 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	午前8時45分 ～午後5時30分	土曜日、日曜日は 縦覧できません
②	常滑市役所 環境経済部 生活環境課 愛知県常滑市新開町四丁目1番地	午前8時30分 ～午後5時15分	
③	知多市役所 環境経済部 環境政策課 愛知県知多市緑町1番地		
④	美浜町役場 厚生部 環境課 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面106番地		
⑤	名古屋港情報センター 愛知県名古屋市区港町1番11号 名古屋港管理組合本庁舎6階	午前9時 ～午後5時15分	
⑥	中部地方整備局丸の内庁舎1階 情報公開室 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル1階	午前9時30分 ～午後5時15分	
⑦	中部地方整備局名古屋港湾事務所 総務課 愛知県名古屋市区築地町2番地		

2) 縦覧期間：平成31年3月25日（月）～平成31年4月24日（水）

（4）意見書の提出

1) 提出方法

以下に示すA・Bのいずれかの方法を選択願います。

A 書面での提出

以下の事項を記載のうえ、a)又はb)の方法でご提出下さい。

・氏名及び住所

（法人その他の団体として送付する場合は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・意見の対象（「中部国際空港沖公有水面埋立事業」環境影響評価準備書）

・環境の保全の見地からの意見

【補足】各縦覧場所に意見送付のための様式を用意しております。

a) 上記の縦覧場所のうち、②、③、④、⑥、⑦に設置している意見募集箱への投函

b) 中部地方整備局港湾空港部に郵送、持参又はFAX（郵送料などはご負担願います）

郵送・持参先；

〒460-8517

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル4階

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室

FAX：052-209-6308

B ホームページへの記入

前記ホームページ内に設置する意見募集欄に記載して送信して下さい。



2) 提出期限

平成31年5月10日（金）午後5時15分まで

（郵送の場合は平成31年5月10日（金）の消印まで有効）

2. 準備書説明会

（1）開催日時

第1回 平成31年4月16日（火） 午後7時から（受付は午後6時30分開始）

第2回 平成31年4月17日（水） 午後7時から（受付は午後6時30分開始）

（2）開催場所

第1回 美浜町総合公園体育館サブアリーナ（愛知県知多郡美浜町大字北方字十二谷1-2）

【別添-3 参照】

第2回 常滑市民文化会館ホール（愛知県常滑市新開町五丁目65番地） 【別添-4 参照】

（3）取材

平成31年4月12日（金）午後3時までに、【別添-5】にて下記連絡先までお申し込みください。

なお、ビデオ、カメラ等による撮影を希望される場合は、その旨併せて連絡願います。

申込先；国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室

TEL；052-857-6340、FAX；052-209-6308

3. 解禁日

平成31年3月25日（月）午前8時30分

4. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、中部専門記者会、名古屋港記者クラブ、港湾新聞社、港湾空港タイムス、日本海事新聞社、海事プレス、マリタイムデーリーニュース

5. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部

港湾空港企画官 佐溝 圭太郎（さみぞ けいたろう）

TEL 052-857-6340

以上



◆記者向け説明会の開催について

「中部国際空港沖公有水面埋立事業」環境影響評価準備書の手続きの開始に先立ち、以下により、記者向けの説明会を開催致します。参加をご希望される方は、平成31年3月20日（水）午後3時までに、本紙にて下記申込先までお申し込み下さい。

なお、記者向け説明会でのビデオ、カメラ等による撮影はご遠慮いただきますよう、お願い致します。

日時；平成31年3月22日（金） 9時30分から10時30分

場所；中部地方整備局丸の内庁舎1階 第一会議室

申込先；国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室

TEL；052-857-6340、FAX；052-209-6308

◆問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部

港湾空港企画官 佐溝 圭太郎（さみぞ けいたろう）

TEL 052-857-6340

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室 宛

FAX 番号：052-209-6308

「中部国際空港沖公有水面埋立事業」環境影響評価準備書 記者向け説明会 参加申込書

所属（社名）	_____
参 加 者	代表者氏名：_____
※参加者全員の氏名・ 役職をご記入下さい。	役職：_____
	同行者氏名：_____
	役職：_____
連 絡 先	TEL：_____
	FAX：_____

締め切り：平成31年3月20日（水）午後3時まで

中部国際空港沖公有水面埋立事業

環境影響評価準備書のあらまし



平成 31 年 3 月

国土交通省 中部地方整備局

はじめに

名古屋港は、中部の「ものづくり産業」を支える重要な港です。名古屋港が今後も持続的に発展していくためには、国際競争力の強化を図るとともに、港湾施設の機能維持を図るために継続して浚渫を行っていく必要があります。

これまでに発生した浚渫土砂は名古屋港ポートアイランドに築堤を整備して仮置きし、仮置き土砂が崩壊・流出しないよう護岸補強等を実施してきていますが、既に高さ 18mまで築堤を整備しており、これ以上の嵩上げは困難な状況です。

このため、将来の港湾整備に伴って発生する浚渫土砂約 3,800 万m³を処分するために、新たな埋立地を中部国際空港(セントレア)沖に計画し、環境影響評価法に基づき、「中部国際空港沖公有水面埋立事業 環境影響評価準備書」としてとりまとめました。

環境影響評価準備書は、中部国際空港沖公有水面埋立事業の実施に伴う影響について、調査・予測・評価・環境保全措置の検討結果、環境の保全に対する事業者の考え方を示すものです。



名古屋港で浚渫が必要となる範囲

目次

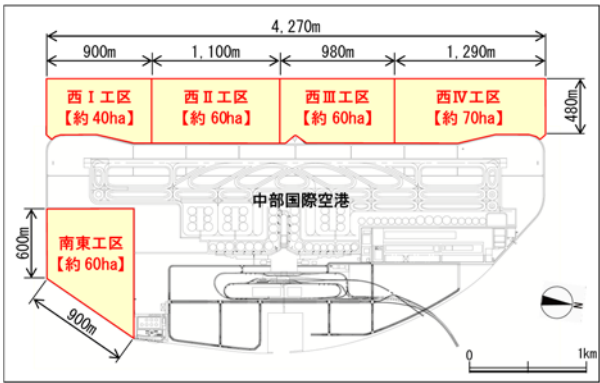
はじめに	1 ページ
1. 事業の概要	2 ページ
2. 埋立地の形状の選定	4 ページ
3. 環境影響評価の項目	5 ページ
4. 調査、予測及び評価の結果	6 ページ
5. 事後調査及び環境監視調査	22 ページ
6. 総合評価	22 ページ
環境影響評価の手続き	23 ページ

本書に掲載した地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 20 万を複製したもの（承認番号 平 30 情複、第 744 号）、同院発行の基盤地図情報を使用したもの（承認番号 平 30 情使、第 798 号）です。
本書に掲載した地図を複製する場合には、国土地理院長の承認を得る必要があります。

1. 事業の概要

(1) 対象事業の内容

事業者の名称：国土交通省中部地方整備局
対象事業の種類：公有水面の埋立て
対象事業実施区域の位置：愛知県常滑市セントレア
地先公有水面
対象事業の規模：埋立地の面積 約290ha



埋立地の形状



(2) 土砂処分計画の概要

埋立土砂の内訳は、港湾機能の強化や維持により発生する土砂及び名古屋港ポートアイランドの仮置土砂並びに中長期的に必要な港湾機能維持により発生する土砂です。

埋立土砂の内訳

区分			土量 (万 m ³)	
港湾機能の強化や維持等により発生する土砂	港湾機能の強化により発生する土砂	コンテナ取扱機能の強化	400	3, 200
		バルク貨物の取扱機能の強化	500	
	港湾機能の維持により発生する土砂		300	
	名古屋港ポートアイランド仮置土砂		2, 000	
中長期的に必要な港湾機能の維持により発生する土砂 (30 万 m ³ /年 × 20 年)			600	
合計			3, 800	

(3) 工事の工程

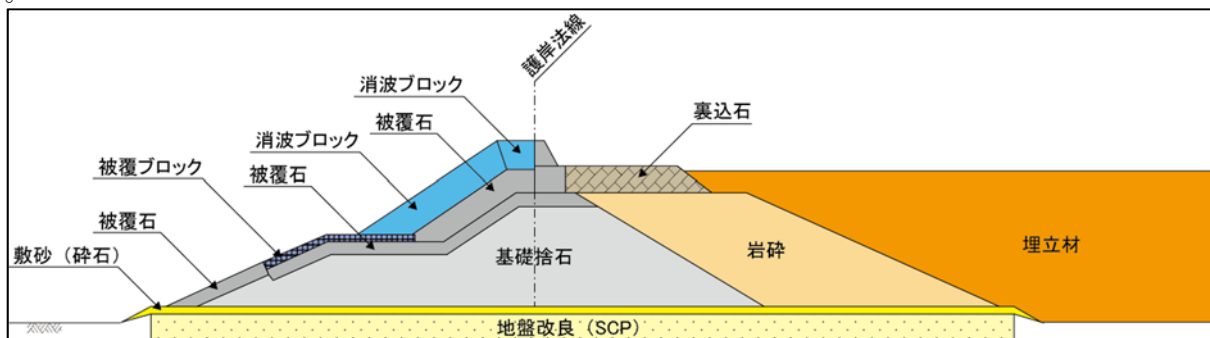
本事業における主な工事は護岸工事と埋立工事であり、西Ⅰ工区～西Ⅳ工区及び南東工区に区分し、約32年をかけて段階的に実施します。

概略工事工程

年次		1～5	6～10	11～15	16～20	21～25	26～32	期間
西Ⅰ工区	護岸工事	■						約2年
	埋立工事	■						約4年
西Ⅱ工区	護岸工事		■					約3年
	埋立工事		■					約3年
西Ⅲ工区	護岸工事			■				約3年
	埋立工事			■				約3年
西Ⅳ工区	護岸工事	■						約3年
	埋立工事	■						約4年
南東工区	護岸工事	■		■				約4年
	埋立工事		■	■	■	■	■	約18年

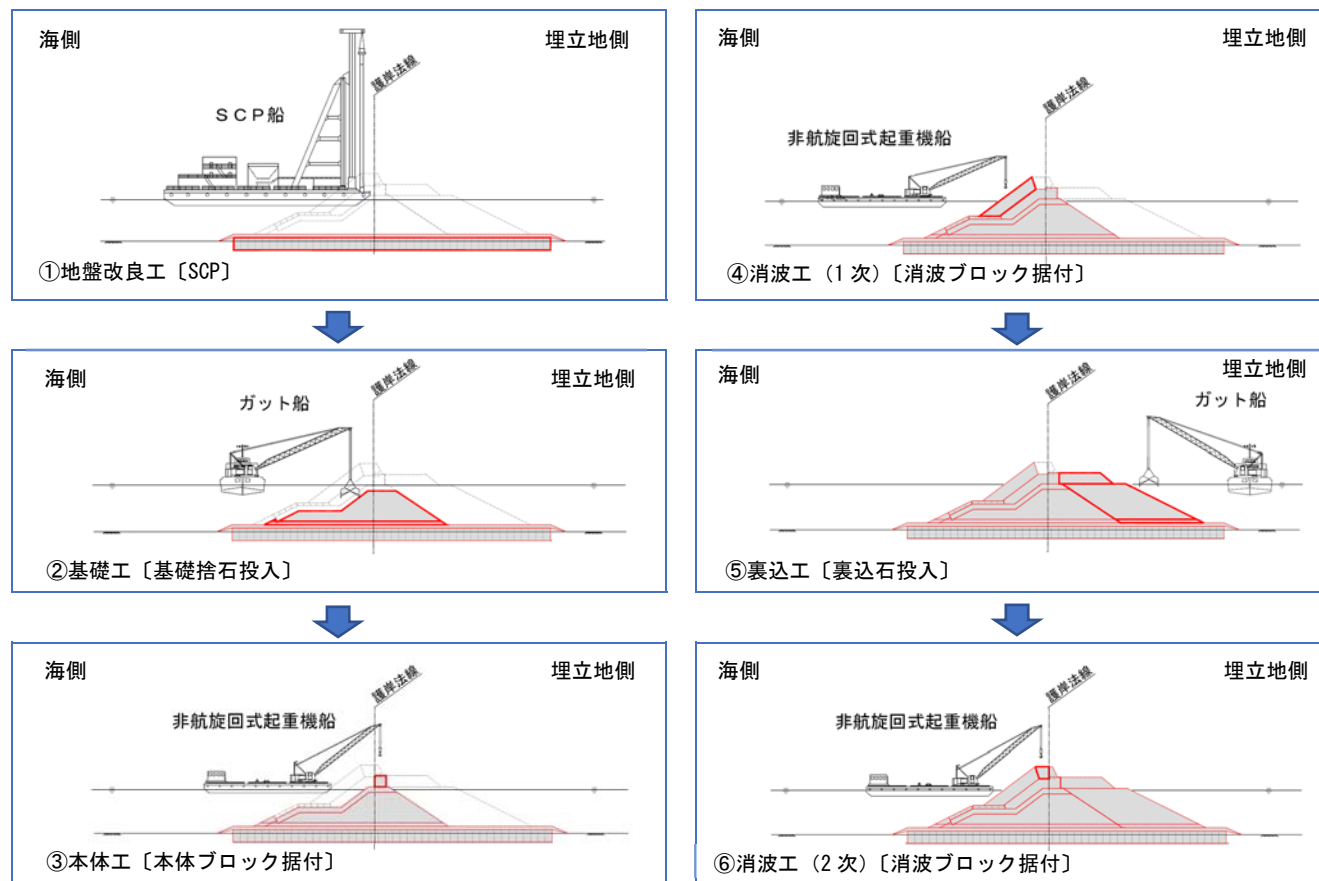
(4) 護岸の構造

埋立地の護岸は、重力式護岸や鋼矢板式護岸に比べ、生物の生息・生育に配慮した構造である緩傾斜式護岸を採用するとともに、自然災害に対して安全性が確保され、内部の埋立用材等が流出しない構造とします。



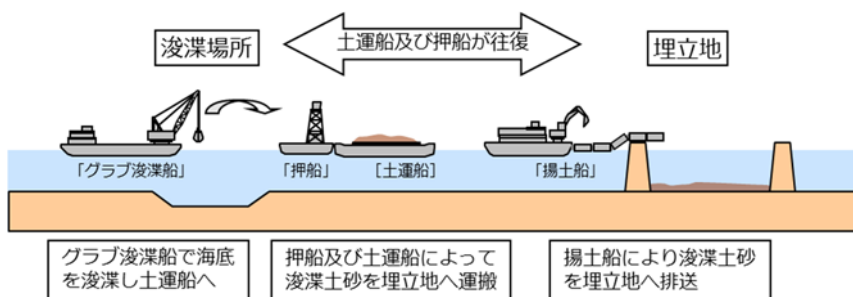
主な護岸の標準断面

(5) 護岸の工事



護岸の工事の手順（主要な工種）

(6) 埋立の工事



埋立方法のイメージ

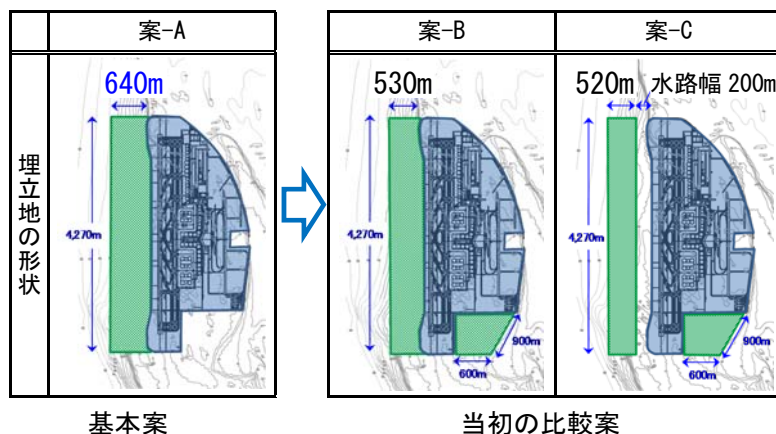
2. 埋立地の形状の選定

(1) 埋立地の形状の比較案

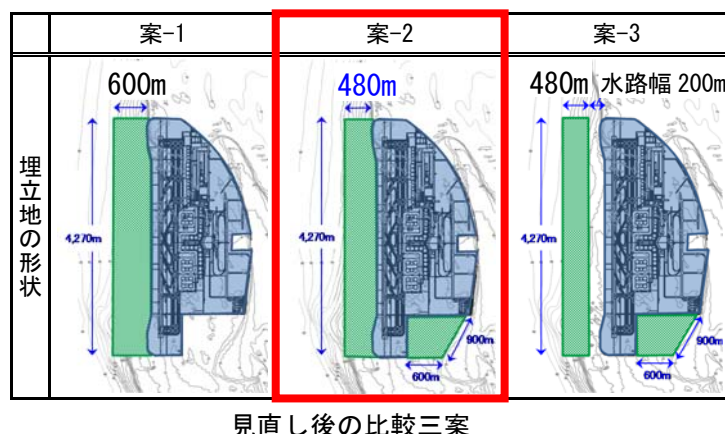
埋立地の形状の選定にあたり、国土交通大臣及び愛知県知事からの意見を踏まえた埋立地の形状に係る複数案の設定の経緯及び内容は以下のとおりです。

はじめに、空港島西側護岸の南北端を両端として、発生土砂量 3,800 万 m^3 の受け入れが可能となる張り出し幅 640m の形状である案-A を基本案としました。

次に、伊勢湾漁業影響調査委員会の現地調査結果より、空港島西側は漁業が盛んな海域であること、海生生物の貧酸素水塊からの待避場所となっていることを踏まえ、空港島南東部の切り欠きを埋立てることで西側海域への張り出し幅を小さくする案-B、更に空港島西側の既設護岸が海生生物の生息・生育環境となっていることを踏まえ、既設護岸を残す形状とした案-C をそれぞれ比較案としました。



伊勢湾漁業影響調査委員会の予測結果では、海面の減少及び流れや水質の変化に伴い漁業生物への影響が大きいと予測されたことから、漁業生物を含む海生生物への影響を軽減させるためには、西側の張り出し幅を更に縮小することが有効であると判断し、表層 1m 部分も浚渫土砂で造成することにより、案-A, B, C の張り出し幅をそれぞれ 40~50m 縮小した案-1, 2, 3 に見直し、環境影響の比較を行う複数案に設定しました。



(2) 埋立地の形状の選定

案 1, 2, 3 の三案の水環境、動植物及び生態系、工事の実施に伴う環境並びにその他配慮事項（漁業、空港運用、経済性、海上交通、伊勢湾断層）について、以下のとおり、比較を行いました。その結果、基本案の案-A に比べ西側の張り出し幅が 160m 小さい案-2 が最も優位であることから、案-2 を埋立地の形状に選定しました。

- ①水環境については、案-2 の埋立てに伴う水の流れ及び水温の変化域が最も小さい。また、案-3 は水路部の夏季の底層溶存酸素量が 4.0mg/L 以下となると予測されており、案-2 が最も優位。
- ②動植物及び生態系については、埋立てに伴う生物の生息・生育場の面積の減少は、三案とも同程度。また、水の流れ、水温及び水質の変化に伴う動植物及び生態系への影響は案-2 が最も小さい。
- ③工事の実施に伴う環境については、工事規模の目安となる石材の使用量が、案-1 及び案-2 は約 700 万 m^3 と案-3 の約 1,200 万 m^3 に比べ少なく優位。
- ④漁業については、空港島西側の漁場の消失面積が、案-2 は約 230ha であり、案-1（約 280ha）及び案-3（約 320ha）に比べ小さく最も優位。
- ⑤空港運用については、案-3 は西工区の東側護岸全体が転移表面の下にあり、工事実施中に高さの制約を受ける範囲が広いことから、案-1 及び案-2 が優位。
- ⑥経済性については、最深部の水深は三案とも 17~18m と同程度。護岸延長は案-1 の約 5,500m 及び案-2 の約 6,300m が案-3 の約 11,000m に比べ短く優位。
- ⑦海上交通、伊勢湾断層については、影響の程度に三案の差異はない。

3. 環境影響評価の項目

環境影響評価の項目は、「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成 10 年農林水産省・運輸省・建設省令第 1 号）及び「愛知県環境影響評価条例」に基づく「環境影響評価指針」（平成 11 年愛知県告示第 445 号）に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

環境影響評価の項目の選定

環境要素の区分				影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の存在
						護岸の工事	埋立ての工事	埋立地の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物			○		
			窒素酸化物			○		
			浮遊粒子状物質			○		
			粉じん等			○		
		騒音	建設作業等騒音			○		
			道路交通騒音					
		振動	建設作業等振動					
			道路交通振動					
		悪臭	悪臭				○	
	水環境	水質	水の汚れ					○
			全窒素・全磷					○
			溶存酸素量					○
			土砂による水の濁り			○		
			水素イオン濃度				○	
		水底の底質	有害物質			○		
			粒度組成					○
		地下水の水質及び水位						
		その他水環境に係る環境要素	流向及び流速					○
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○
		地盤						
		土壌						
		その他の環境要素						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地			○		○
	植物		重要な種及び群落			○		○
	生態系		地域を特徴づける生態系			○		○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場			○		○
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○		
	温室効果ガス等		二酸化炭素			○		
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		放射線の量					

注：「○」は環境影響評価の項目として選定したものを示します。

4. 調査、予測及び評価の結果

(1) 大気質

① 現況調査結果

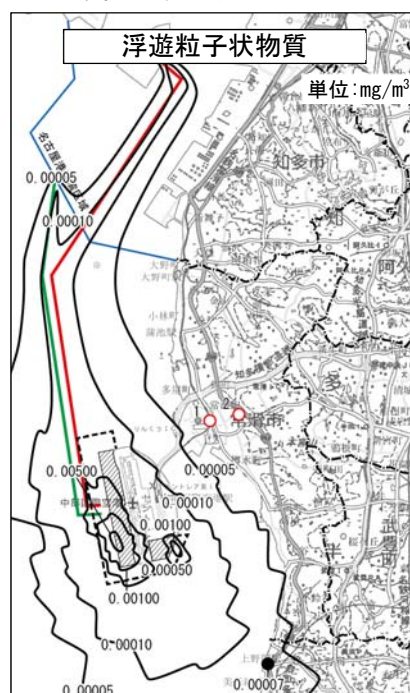
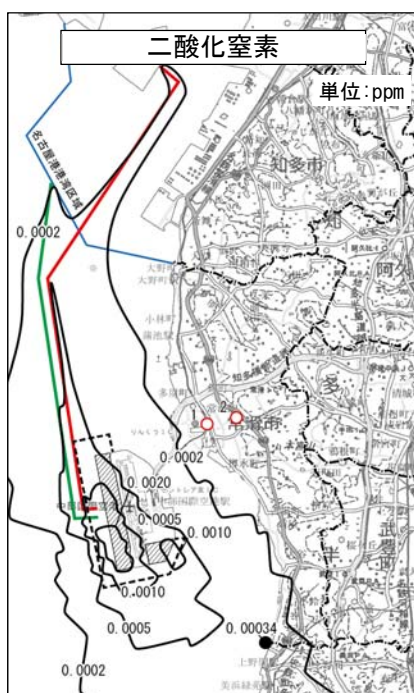
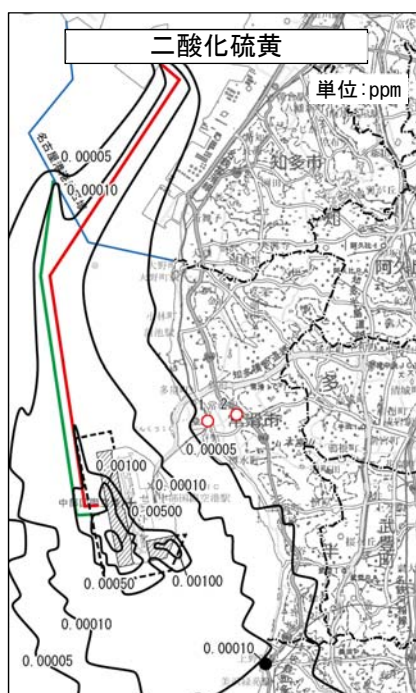
対象事業実施区域周辺である知多市、常滑市及び美浜町における大気質の測定局（9 地点）では、浮遊粒子状物質は測定地点の一部で環境基準に適合してなかったものの、二酸化硫黄及び二酸化窒素は測定地点の全てで環境基準に適合していました。

② 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事の実施に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度に対する寄与濃度は僅かと予測されます。

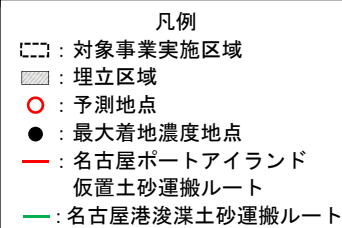


大気質の測定地点



工事の実施に伴う大気質の予測結果

項目	1 (常滑市保健センター)			2 (常滑東小学校)			環境基準
	寄与濃度	バックグラウンド濃度	予測値	寄与濃度	バックグラウンド濃度	予測値	
二酸化硫黄 (ppm)	0.00004	0.002	0.00204 (0.00569)	0.00003	0.002	0.00203 (0.00567)	0.04 以下
二酸化窒素 (ppm)	0.00014	0.011	0.01114 (0.02943)	0.00012	0.011	0.01112 (0.02939)	0.04~0.06 のゾーン内又はそれ以下
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	0.00003	0.022	0.02203 (0.05529)	0.00003	0.025	0.02503 (0.06363)	0.10 以下



注：「予測値」上段は、「年平均値」を示します。下段（ ）は、「日平均値の2%除外値」又は「日平均値の年間98%値」を示します。

また、工事の実施に伴う粉じんの飛散は、乾燥・強風時に発生しやすく、風速 5.5m/s 以上で砂ぼこりが立ち、粉じんが飛散することが予測されます。

予測の結果、工事区域は、知多半島に最も近いところで約 2.3km の海を隔てており、西～南西風の時に陸域へ影響を及ぼす可能性があります。風速 5.5m/s 以上の風に占める西風の割合は 3.0%、西南西風の割合は 0.4%、南西風の割合は 0.2% と小さく、風速 5.5m/s 以上の出現頻度が高い北西～北北西風において住居地域への粉じん飛散の影響が考えられますが、住居地域は 4km 以上離れていることから、影響は小さいと予測されます。

中部航空地方気象台における風速 5.5m/s 以上の風向別出現頻度

項 目	N	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	計
出現時間 (時間)	166	11	3	3	31	286	286	164	104	15	14	36	265	435	1,305	650	3,774
出現頻度 (%)	1.9	0.1	0.0	0.0	0.4	3.3	3.3	1.9	1.2	0.2	0.2	0.4	3.0	5.0	14.9	7.4	43.1

注：「出現時間」及び「出現頻度」は平成 28 年度の有効測定時間（8,759 時間）に対する値を示します。

③ 主な環境保全措置

- ・建設機械の使用にあたっては、排出ガス対策型建設機械を採用します。
- ・作業船舶及び建設機械は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制します。
- ・作業船舶及び建設機械の稼働時は、アイドリングストップ及び空吹かしの禁止を徹底します。
- ・護岸工事に係る資材や埋立土砂の輸送は、海上輸送とします。
- ・ブロック製作ヤード内及び既設消波ブロック撤去時の工事車両通路に必要な応じて散水等を行い、粉じん等の飛散防止対策を講じます。

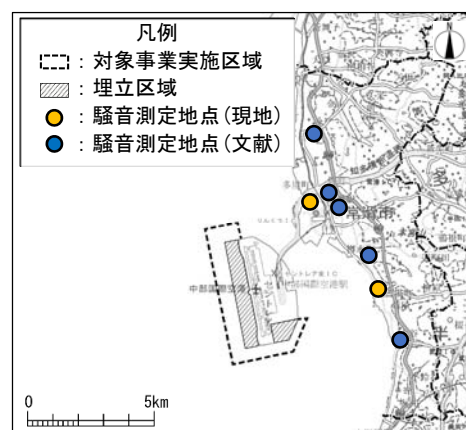
(2) 騒音（建設作業等騒音）

① 現況調査結果

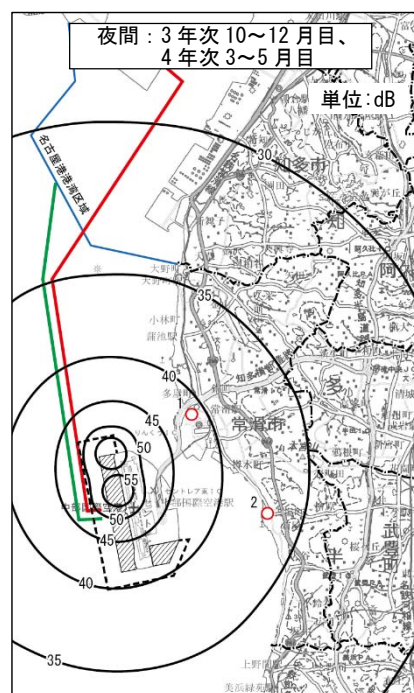
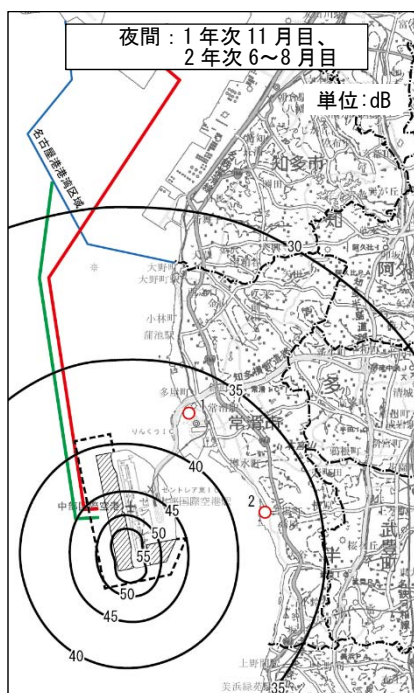
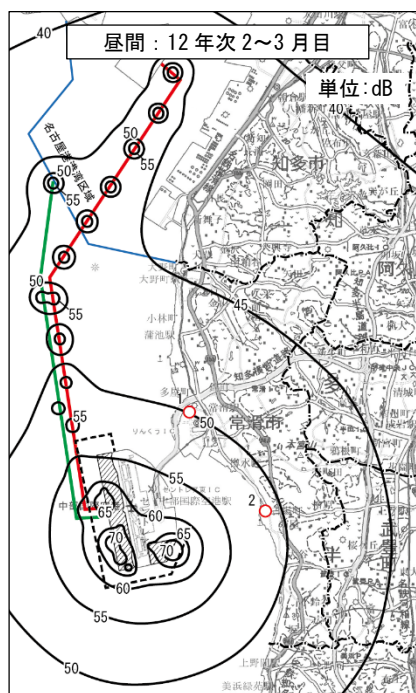
対象事業実施区域周辺の住居地域における測定地点（7 地点）の環境騒音は、全ての地点で環境基準に適合していました。

② 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事の実施に伴う騒音レベルは、「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準に適合すると予測されます。



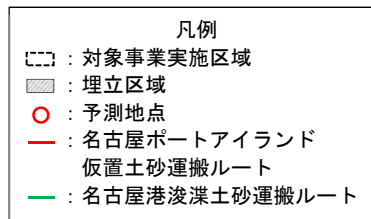
環境騒音の測定地点



工事の実施に伴う騒音の予測結果

(単位: dB)

項目	予測地点	1 (常滑市民病院跡地)			2 (常滑市古場町)			環境基準
		現況騒音	工事騒音	合成騒音	現況騒音	工事騒音	合成騒音	
昼間: 12 年次 2~3 月目		47	50	52	50	51	54	55 以下
夜間: 1 年次 11 月目、 2 年次 6~8 月目		38	37	40	34	38	39	45 以下
夜間: 3 年次 10~12 月目、 4 年次 3~5 月目		38	41	43	34	37	39	45 以下



③ 主な環境保全措置

- ・建設機械の使用にあたっては、低騒音型建設機械を採用します。
- ・作業船舶及び建設機械は適切に整備・点検を行い、整備不良による騒音の増加を抑制します。
- ・作業船舶及び建設機械の稼働時は、アイドリングストップ及び空吹かしの禁止を徹底します。
- ・護岸工事に係る資材や埋立土砂の輸送は、海上輸送とします。

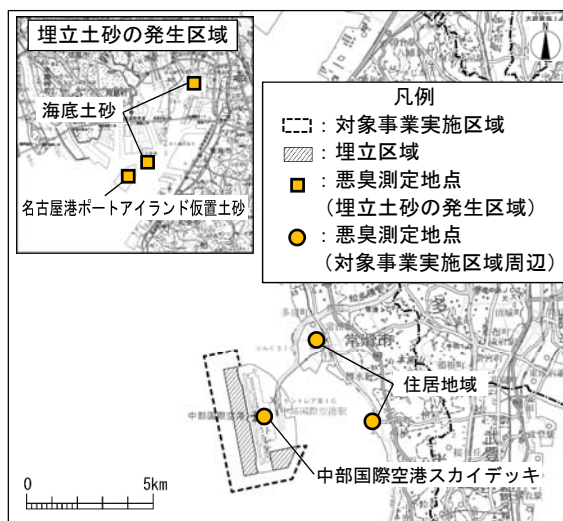
(3) 悪臭

① 現況調査結果

埋立土砂の発生区域における悪臭は、全ての測定地点で、「悪臭防止法」における最も厳しい臭気指数の基準値(12)以下でした。対象事業実施区域周辺の住居地域等における悪臭は、全ての地点で、適用される第1種地域の臭気指数の基準値(12)に適合していました。

② 予測及び評価の結果

中部国際空港スカイデッキについては、当該地点に到達する悪臭の臭気指数が基準値(12)以下となること、住居地域については、埋立区域から距離が離れているため、埋立地からの悪臭は、当該地点に到達するまでに十分に拡散及び希釈され、その臭気指数は基準値(12)から十分に低くなることから、影響は極めて小さいと予測されます。



悪臭の測定地点

(4) 水質

① 現況調査結果

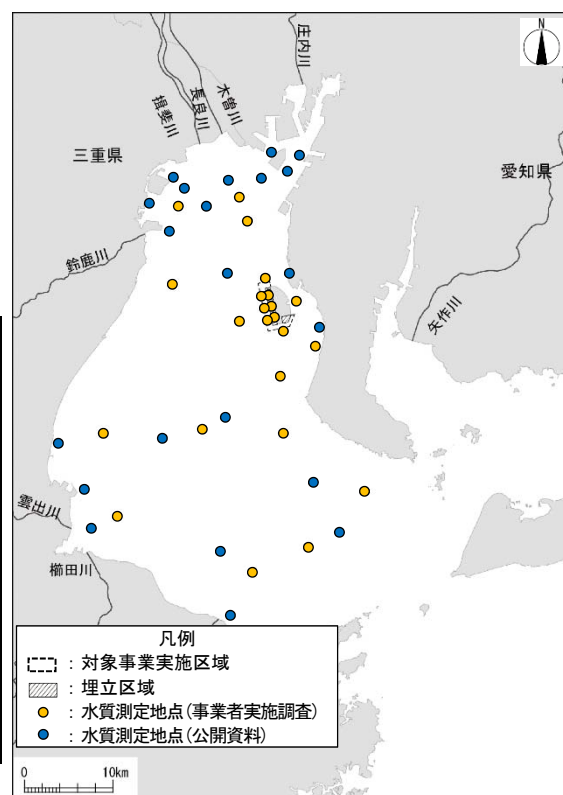
伊勢湾内の公共用水域の水質測定結果(公開資料)及び事業者実施調査結果では、化学的酸素要求量、全窒素、全磷、水素イオン濃度は環境基準値に適合していない地点が見られました。

また、溶存酸素量は春から夏にかけて底層の溶存酸素量が低下する傾向が見られました。

水質の測定結果(事業者実施調査)

項目	上層	中層	底層
化学的酸素要求量 (mg/L)	0.8~8.2	1.1~3.4	0.7~4.4
全窒素 (mg/L)	0.12~0.72	0.12~0.55	0.11~0.59
全磷 (mg/L)	0.010~0.270	0.012~0.063	0.010~0.110
溶存酸素量 (mg/L)	4.7~14.6	—	0.1~11.2
浮遊物質 (mg/L)	1~5	1未満~4	1~6
水素イオン濃度 (—)	7.9~8.9	7.9~8.5	7.7~8.6

注：表中の数値は事業者実施調査における全地点の測定値の範囲を示しています。

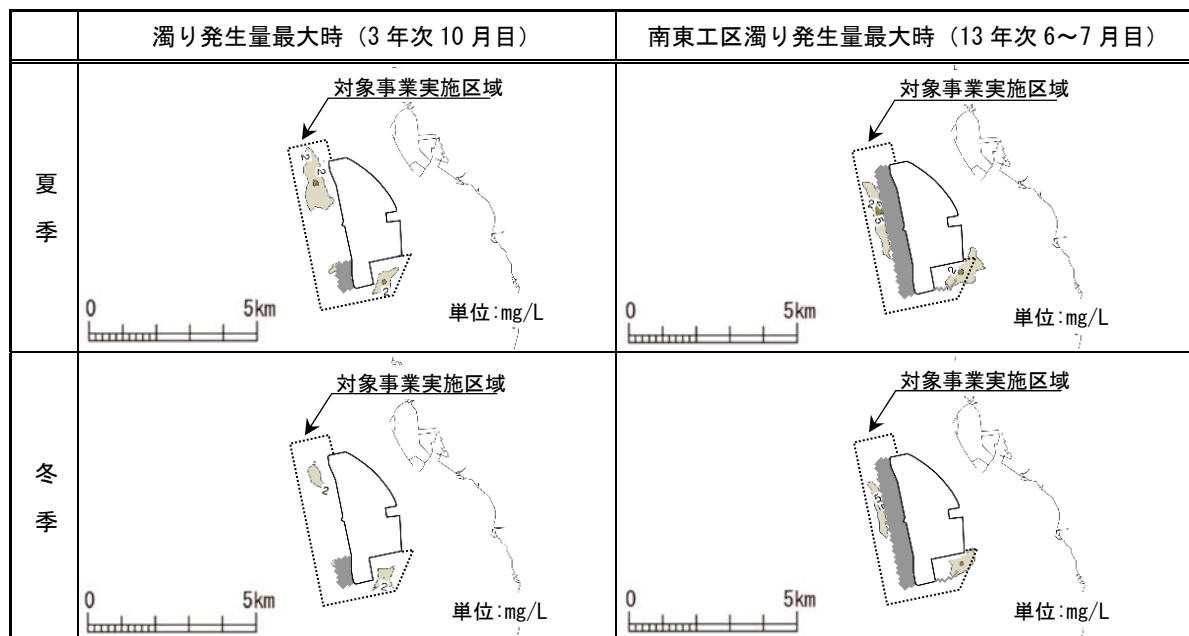


水質の測定地点

② 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事の実施に伴う水の濁りについては、濁りの発生量が最大となる 3 年次 10 月目のほか、干潟・藻場に近い南東工区の濁り発生量が最大となる 13 年次 6～7 月目における浮遊物質量を予測した結果、工事の実施に伴う土砂による水の濁りの影響は対象事業実施区域の近傍に留まっていることから、影響は小さいと予測されます。

工事の実施に伴う水の濁りの予測結果

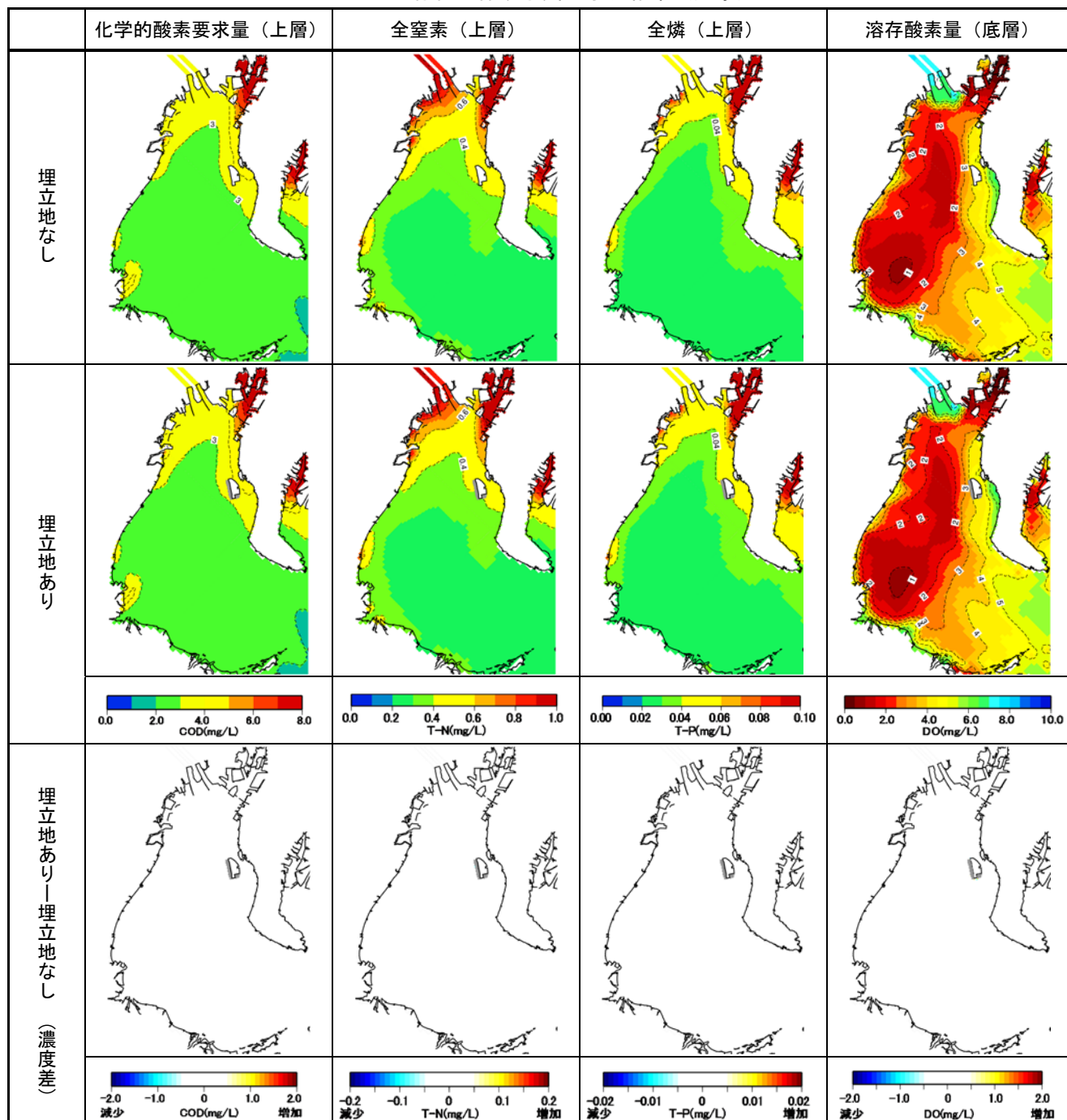


また、埋立ての工事の実施に伴う余水吐からの水素イオン濃度の影響は余水吐の近傍に限られ、水素イオン濃度が 8.3 を超える影響範囲は 2km の範囲に留まるため、埋立ての工事に伴う水素イオン濃度の影響は小さいと予測されます。

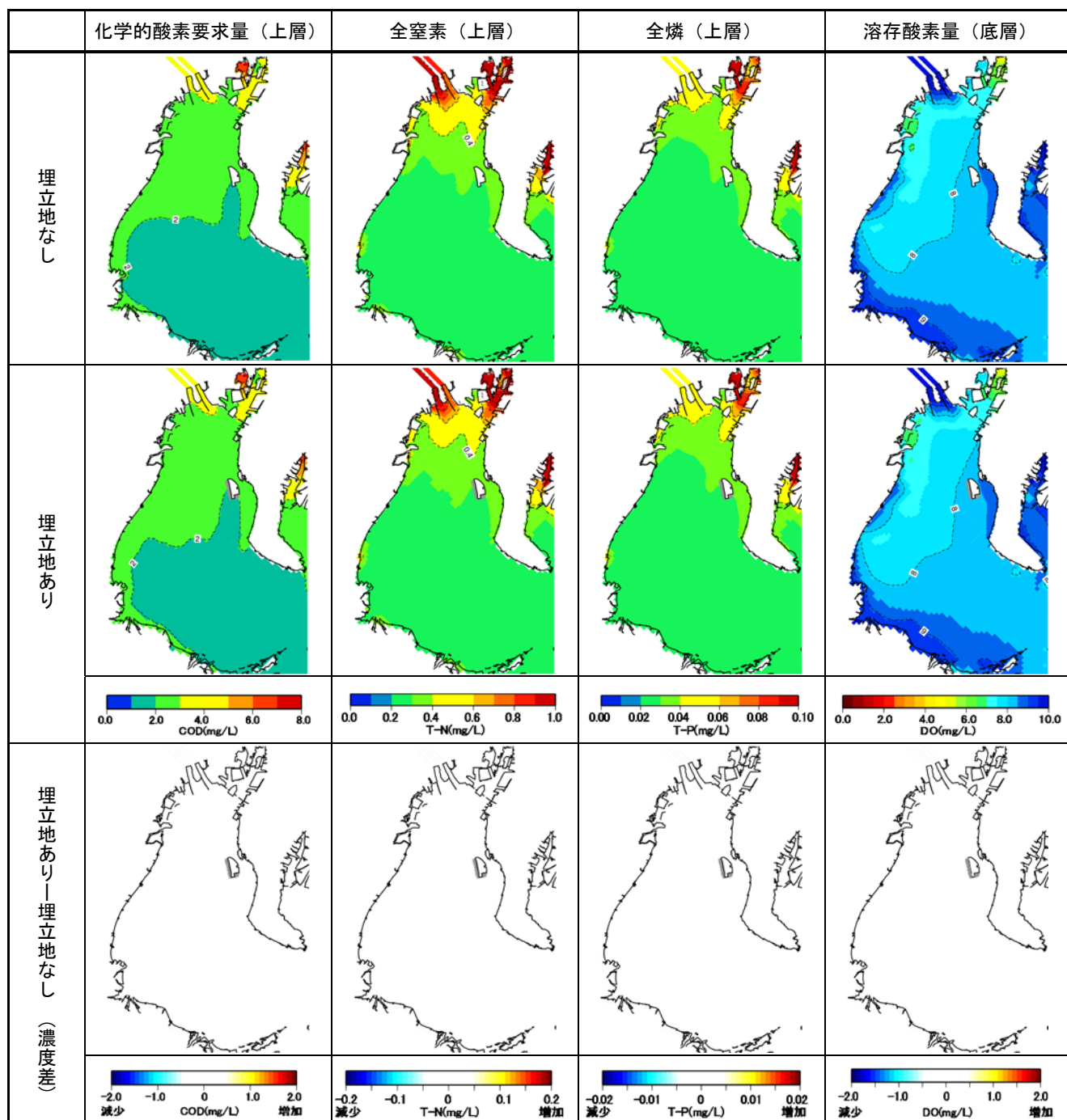
埋立地の存在に伴う水の汚れ（化学的酸素要求量）、全窒素・全磷、溶存酸素量への影響については、伊勢湾の全域において、夏季及び冬季における各項目の埋立地あり及び埋立地なしの濃度予測結果を基に、その濃度差（埋立地あり-埋立地なし）を算出し、影響を予測しました。

埋立地の存在に伴う埋立地周辺での水質の変化域はほとんど見られないことから、埋立地の存在による水の汚れ（化学的酸素要求量）、全窒素・全磷及び溶存酸素量への影響は小さいと予測されます。

埋立地の存在に伴う水質の予測結果（夏季）



埋立地の存在に伴う水質の予測結果（冬季）



③ 主な環境保全措置

- ・護岸工事を先行して実施し、閉鎖的な水域を創出した後に埋立土砂を投入することにより、埋立てによる水の濁りが直接海域へ流出しない工法とします。
- ・護岸工事中は、水底の土砂が拡散しないよう周囲に汚濁防止膜を展張します。
- ・埋立工事中は、余水吐の排水口の周辺に汚濁防止膜を設置します。
- ・余水吐からの排水は、pH 調整後に排出します。
- ・浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れ並びに流れの変化に伴う水質への影響を低減します。

(5) 水底の底質

① 現況調査結果

有害物質は、全ての地点で「水底土砂に係る判定基準」、「底質の暫定除去基準」及び「ダイオキシン類による大気質の汚染、水質の汚濁（水底の底質を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準」の基準値以下でした。

粒度組成は、砂分が多く、地点によっては礫分、シルト・粘土分が多い結果でした。

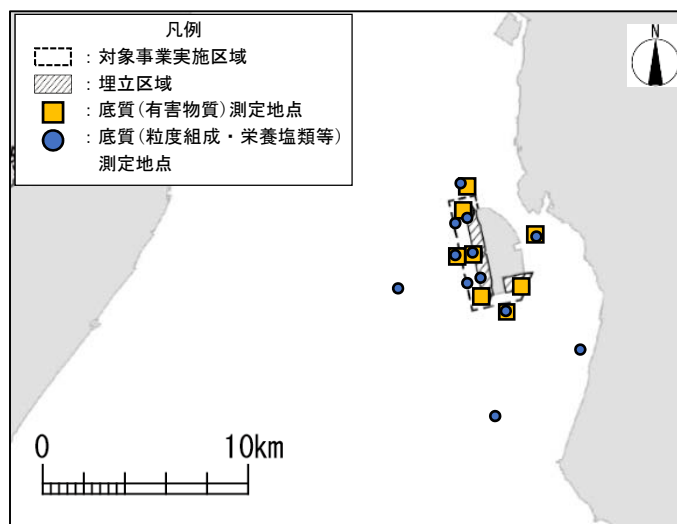
② 予測及び評価の結果

当該水域の水底の底質は、有害物質の値が十分に低く、護岸の工事に伴う水底の底質の攪乱はあるものの、有害な水底土砂は含まれておらず、予測地域の水底の底質（有害物質）も基準値以下となることから、影響は極めて小さいと予測されます。

また、粒度組成については、底質の挙動に影響を及ぼす底質の流速はほとんど変化しないこと、栄養塩類等については、水質の変化により有機物等の堆積が現状より著しく増加する可能性は小さいことから、影響は小さいと予測されます。

③ 環境保全措置

- ・浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れ並びに流れの変化に伴う水質への影響を低減します。



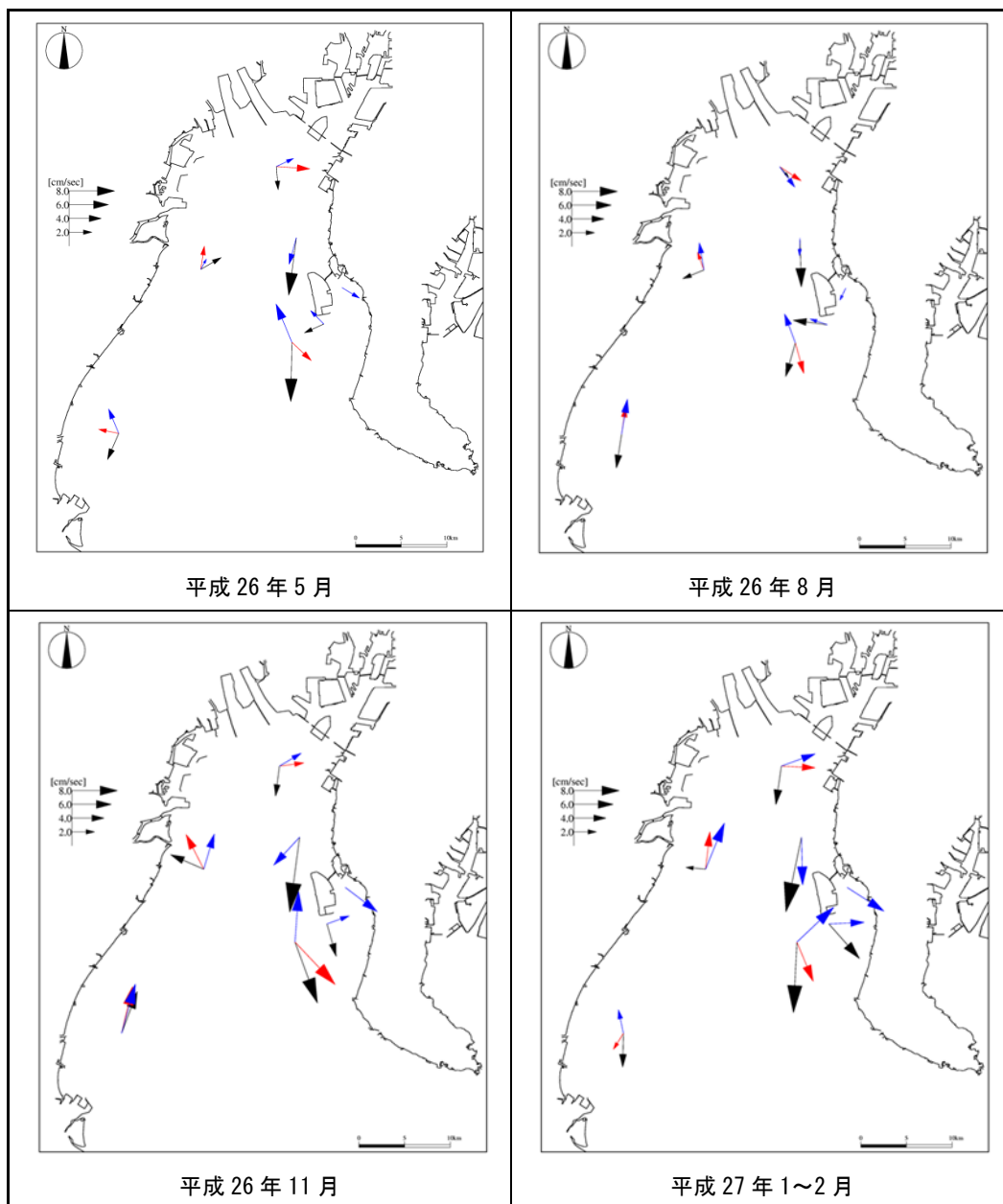
底質の測定地点

(6) その他水環境に係る環境要素

① 現況調査結果

伊勢湾内の恒流は、対象事業実施区域周辺では、年間を通じて概ね南向きの流れがみられますが、伊勢湾西側では季節によっては北向き又は西向きの流れが見られる場合もありました。また、潮流は、年間を通じて概ね南北方向の往復流となっており、半日周期の潮流（ M_2 分潮）が大きくなっています。

恒流の調査結果



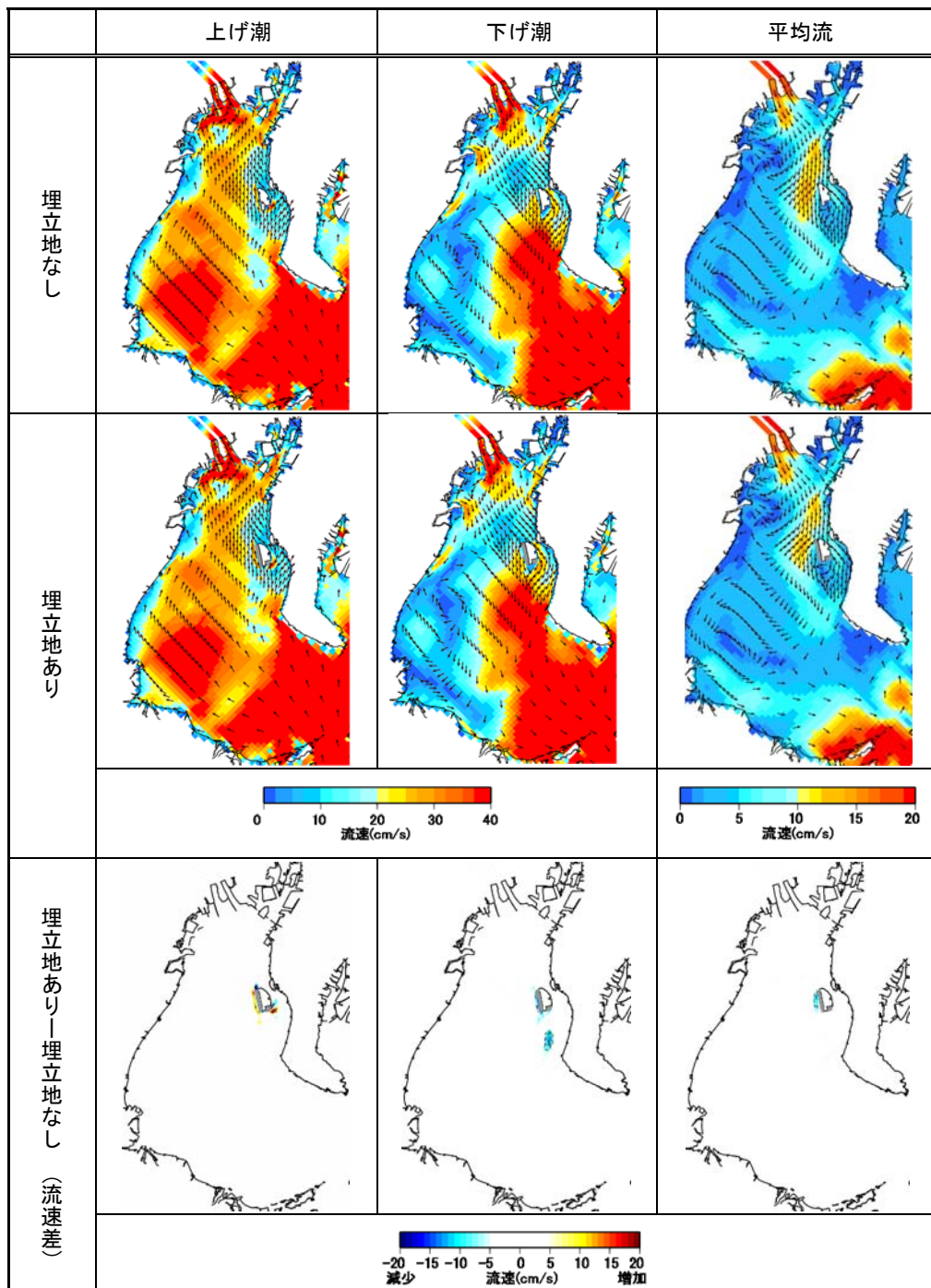
凡例
 黒線：上層
 赤線：中層
 青線：底層

② 予測及び評価の結果

伊勢湾の全域において、夏季及び冬季における埋立地あり及び埋立地なしの流向及び流速を予測しました。流速は予測結果を基にその流速差（埋立地あり－埋立地なし）を算出し、影響を予測しました。

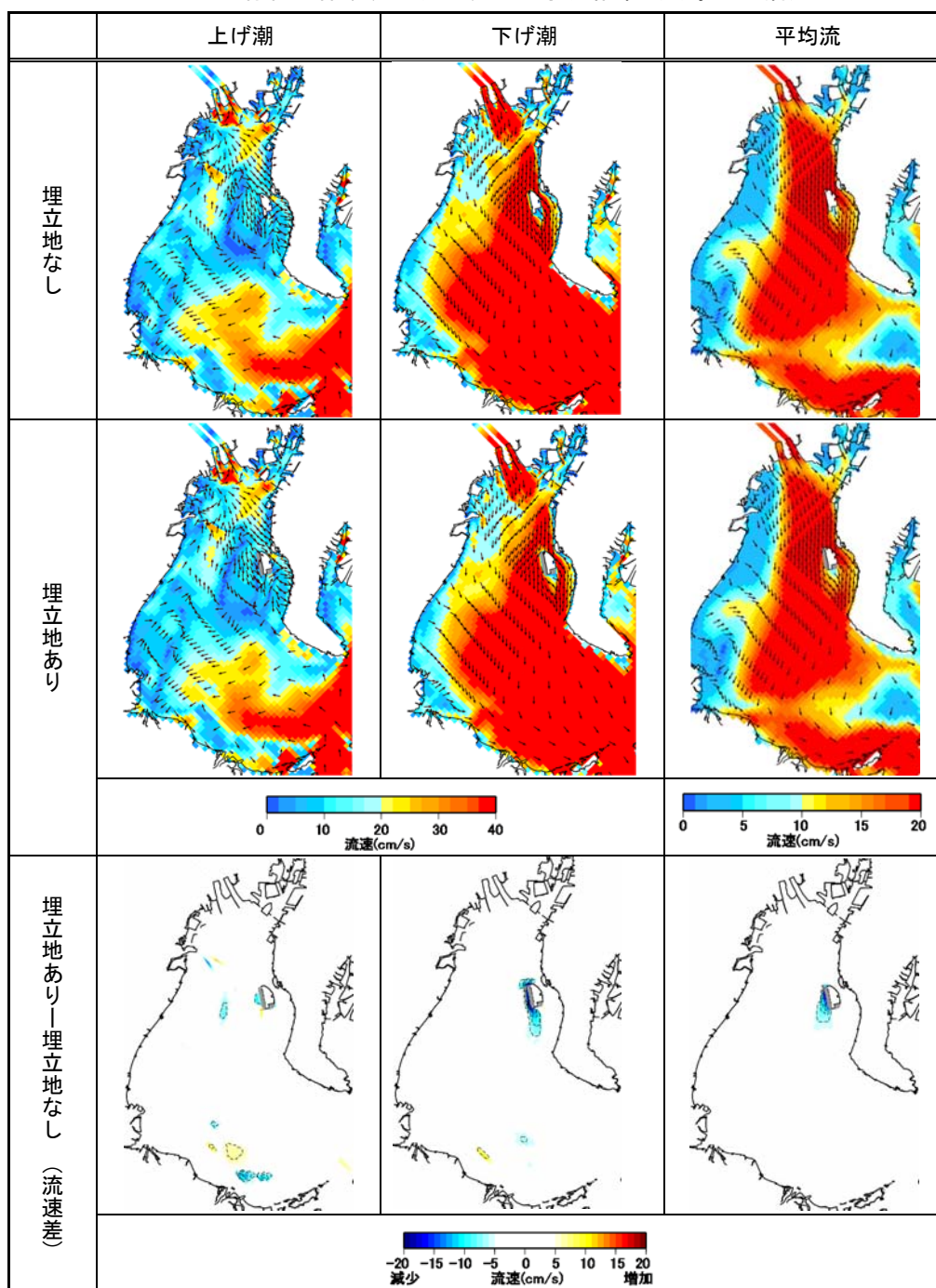
埋立地周辺での中層及び下層においては流向及び流速の変化はほとんど見られず、一部海域の上層において流速に変化は見られますが、変化の範囲が小さいことから影響は小さいと予測されます。

埋立地の存在に伴う流向及び流速の予測結果（夏季：上層）



注：流向及び流速の変化が比較的大きく見られる上層の予測結果を代表として示しました。

埋立地の存在に伴う流向及び流速の予測結果（冬季：上層）



③ 環境保全措置

- ・浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れへの影響を低減します。

(7) 地形・地質

① 現況調査結果

空港島周辺の海岸を領域1～4に区分し、それぞれの領域の汀線の状況を確認しました。

汀線変化は、領域1～3の一部で汀線が前進している箇所が見られましたがその他は大きな変化はなく安定していました。



汀線の調査範囲

② 予測及び評価の結果

領域1～4について、埋立地あり及び埋立地なしでの10年間の汀線変化量を基に、その差分（埋立地あり-埋立地なし）を算出し、影響を予測しました。

埋立地の存在に伴う汀線変化量の差分は、平均0.1m未満と小さいため、埋立地の存在に伴う地形及び地質への影響は小さいと予測されます。

汀線変化量の予測結果

(単位：m)

項目	領域1	領域2	領域3	領域4
汀線変化量の差分	0.1未満 (0.13)	0.1未満 (0.38)	0.1未満 (0.39)	0.1未満 (0.50)

注：表中の値は差分の絶対値の平均を、括弧内は差分の絶対値の最大を示します。

③ 環境保全措置

- ・浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れ並びに流れの変化に伴う地形への影響を低減します。

(8) 動物・植物・生態系

① 現況調査結果

対象事業実施区域及びその周辺でヒメウ、チュウサギ等19種、名古屋港ポートアイランドでクロツラヘラサギ、ツクシガモ等30種の鳥類の重要な種が確認されました。

鳥類の重要な種

場所	主な重要な種	確認種数
対象事業実施区域及びその周辺	ヒメウ、チュウサギ、コクガン、ミサゴ、チュウヒ、シロチドリ、ケリ、コアジサシ、ウミスズメ等	19種
名古屋港ポートアイランド	クロツラヘラサギ、ツクシガモ、ミサゴ、チュウヒ、ハヤブサ、シロチドリ、コアジサシ、ハマシギ、ズグロカモメ等	30種



ケリ



コアジサシ



ミサゴ

海生動物の重要な種として、魚類のタケノコメバル、爬虫類のアカウミガメ、哺乳類のスナメリ等 80 種が確認されました。

海生動物の重要な種

主な重要な種	確認種数
ムラサキハナギンチャク、アカニシ、サクラガイ、マテガイ、ヒメイカ、スジホシムシモドキ、テナガツノヤドカリ、アカウニ、タケノコメバル、アカウミガメ、スナメリ等	80 種

海生植物の重要な種は確認されませんでした。海生植物の重要な群落として、知多半島沿岸でアマモ場、ガラモ場の分布が確認されました。

海生植物の重要な群落

重要な群落
アマモ場、ガラモ場



干潟の生物



スナメリ



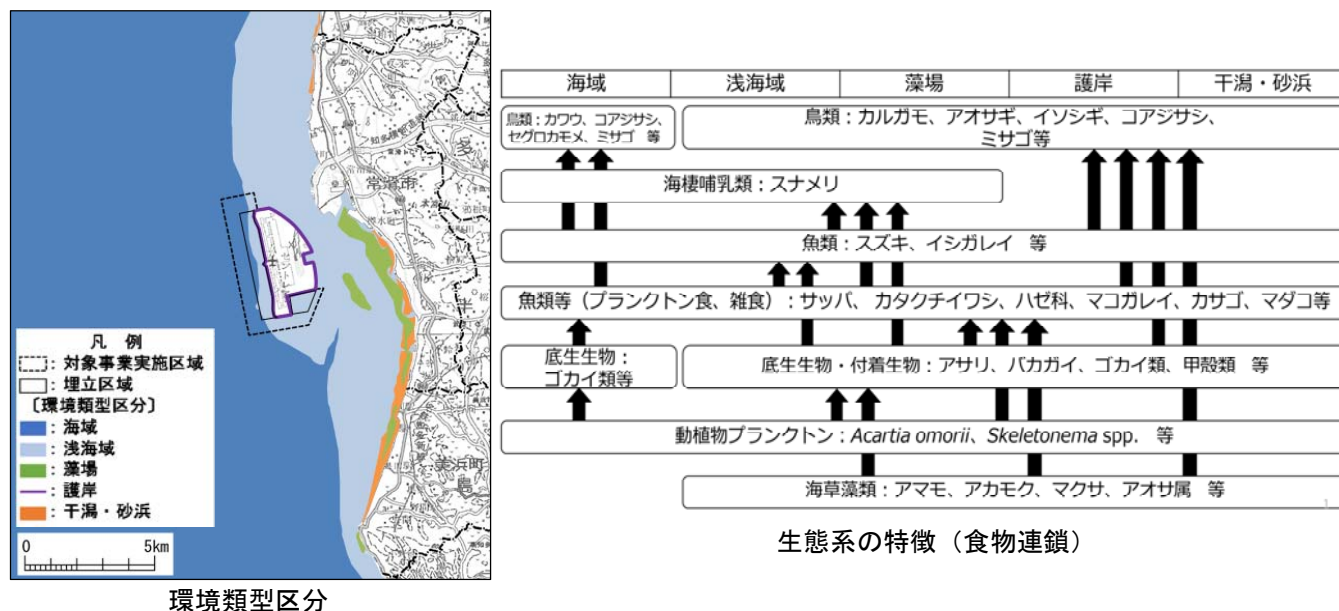
アカウミガメ



アマモ場

写真は伊勢湾データベースより引用

現況調査結果より得られた出現種から、対象事業実施区域周辺の環境を海域、浅海域、藻場、護岸及び干潟・砂浜の 5 つに区分し、区分別に生態系の特徴を把握しました。



② 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事の実施に伴い、生息・生育環境である海域の一部が一時的に減少するものの、同様な環境が周辺に広く分布していること、作業船舶及び建設機械の稼働に伴い騒音が発生しますが、現況においても航空機からの騒音が発生していること、護岸の工事及び埋立ての工事に伴う水の濁り及びpHの変化は対象事業実施区域の近傍に留まることから、動物、植物及び生態系への影響は小さいと予測されます。

また、埋立地の存在に伴う影響については、陸域をほとんど改変しないこと、消失する海域と同様な環境が周辺に広く分布していること、水質等の予測結果より水質等の変化が小さいこと、地形の予測結果より汀線変化が小さいことから、動物、植物及び生態系への影響は小さいと予測されます。

③ 主な環境保全措置

- ・ 建設機械の使用にあたっては、低騒音型建設機械を採用します。
- ・ 護岸工事を先行して実施し、閉鎖的な水域を創出した後に埋立土砂を投入することにより、埋立てによる水の濁りが直接海域へ流出しない工法とします。
- ・ 護岸工事中は、水底の土砂が拡散しないよう周囲に汚濁防止膜を展張します。
- ・ 余水吐からの排水は、pH調整後に排出します。
- ・ 護岸は、既設空港島護岸を参考に、生物の生息・生育に配慮した構造とします。
- ・ 浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れ並びに流れの変化に伴う水質への影響を低減します。

(9) 景観

① 現況調査結果

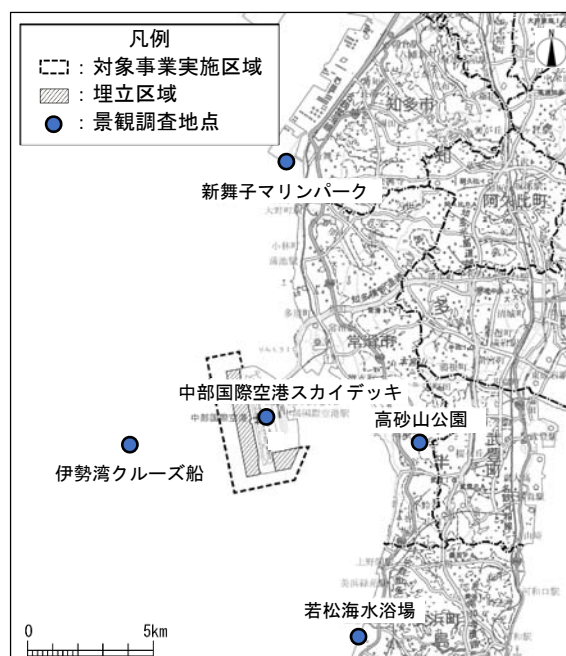
埋立区域を視認可能な主要な眺望点として、右に示す5地点を選定し、写真撮影により現況を把握しました。

② 予測の及び評価結果

眺望点からの眺めは、ほとんど変化がないことから、景観への影響は極めて小さいと予測されます。



中部国際空港スカイデッキからの眺望の予測



景観の調査地点

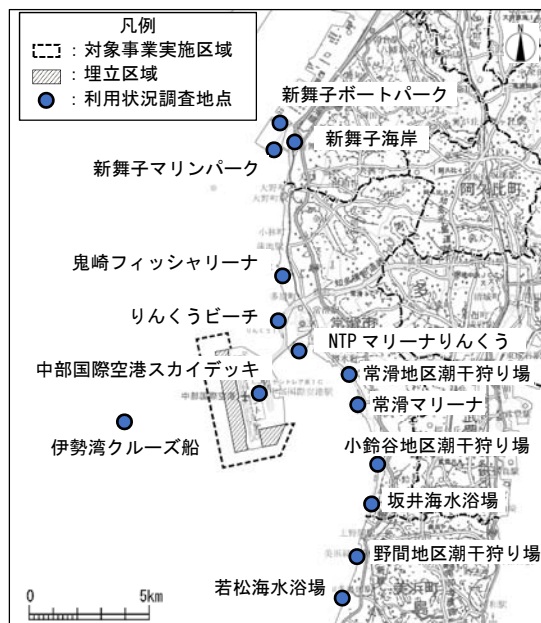
(10) 人と自然との触れ合いの活動の場

① 現況調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、右に示す 14 地点について利用状況調査を行いました。



りんくうビーチ



人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

② 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事に伴う悪臭及び水の濁りによる利用環境への影響は小さいことから、工事に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測されます。

また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変はないこと、水の汚れ（化学的酸素要求量）の濃度変化が主要な人と自然との触れ合いの活動の場でみられないこと、地形及び地質の変化については、埋立地の存在に伴う汀線変化が小さいことから、埋立地の存在に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響は小さいと予測されます。

③ 主な環境保全措置

- ・護岸工事を先行して実施し、閉鎖的な水域を創出した後に埋立土砂を投入することにより、埋立てによる水の濁りが直接海域へ流出しない工法とします。
- ・護岸工事中は、水底の土砂が拡散しないよう周囲に汚濁防止膜を展張します。
- ・埋立工事中は、余水吐の排水口の周辺に汚濁防止膜を設置します。
- ・浚渫土砂等による造成高さを増すことにより、埋立面積を縮小させた計画とし、周辺海域の流れ並びに流れの変化に伴う水質への影響を低減します。

(11) 廃棄物等

① 予測及び評価の結果

護岸の工事の実施に伴い建設副産物として発生する既設の消波ブロックについては、可能な範囲で再利用を行う計画としています。工事実施上の制約等により再利用ができない消波ブロックは、民間再生処理施設で再資源化を行う計画としており、廃棄物等による周辺環境への影響は小さいと予測されます。

工事の実施に伴う副産物の処理方法

区分	工種	建設副産物の種類	排出量	処理方法
護岸の工事	既設消波ブロック撤去工事	消波ブロック	約 5,000 個 (10,000m ³)	撤去したブロックは、西Ⅰ工区まで運搬し、仮置きした後、再利用を行う。
			約 11,800 個 (23,400m ³)	撤去したブロックは、民間再生処理施設にて再資源化を行う。

② 環境保全措置

- ・ 廃棄物の発生を抑制し、再利用できない建設副産物の処理にあたっては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）及び「あいち建設リサイクル指針」（愛知県、平成 14 年）に基づく建設副産物の適正処理、再資源化の推進を図ります。

(12) 温室効果ガス等

① 予測及び評価の結果

護岸の工事及び埋立ての工事の実施に伴う二酸化炭素排出量は約 130 万 4 千 tCO₂ と予測されます。

工事の実施に伴う二酸化炭素排出量

期間	排出量
発生量が最大となる 1 年間 (11 年次 11 月目～12 年次 10 月目)	約 11 万 8 千 tCO ₂ /年
全工事期間 (1～32 年次)	約 130 万 4 千 tCO ₂

② 環境保全措置

- ・ 作業船舶及び建設機械は適切に整備・点検を行い、整備不良による温室効果ガス等の増加を抑制します。
- ・ 作業船舶及び建設機械の稼働時は、アイドリングストップ及び空吹かしの禁止を徹底します。

5. 事後調査及び環境監視調査

(1) 事後調査

環境影響評価法では、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講じる場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合等において、環境の状況を把握するための事後調査を行うこととされています。

本事業では、全ての環境影響評価に係る選定項目について、予測の不確実性は小さいこと、環境保全措置は、実施事例が多い措置であり、効果に係る知見があること、周辺環境への影響は極めて小さい又は小さいことから、事後調査は実施しないこととしました。

(2) 環境監視調査

本事業の実施にあたっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、工事の実施時及び埋立地の存在時に環境監視調査を実施し、環境の状況の把握と環境の保全に努めます。

環境監視調査内容

項目	工事の実施時	埋立地の存在時
水質	化学的酸素要求量、全窒素、全リン、溶存酸素量、浮遊物質量、水素イオン濃度	化学的酸素要求量、全窒素、全リン、溶存酸素量、浮遊物質量、水素イオン濃度
水底の底質	有害物質、粒度組成	粒度組成
その他水環境に係る環境要素	流向及び流速	流向及び流速
地形及び地質	—	重要な地形及び地質（汀線、干潟分布及び海底勾配）
動物	鳥類、動物プランクトン、底生生物、付着生物（動物）、魚卵・稚仔魚、魚類等（底生魚類等）、魚類等（浮魚類等）、干潟生物、藻場生物、海棲哺乳類（スナメリ）	鳥類、動物プランクトン、底生生物、付着生物（動物）、魚卵・稚仔魚、魚類等（底生魚類等）、魚類等（浮魚類等）、干潟生物、藻場生物、海棲哺乳類（スナメリ）
植物	植物プランクトン、海草藻類、藻場分布、付着生物（植物）	植物プランクトン、海草藻類、藻場分布、付着生物（植物）

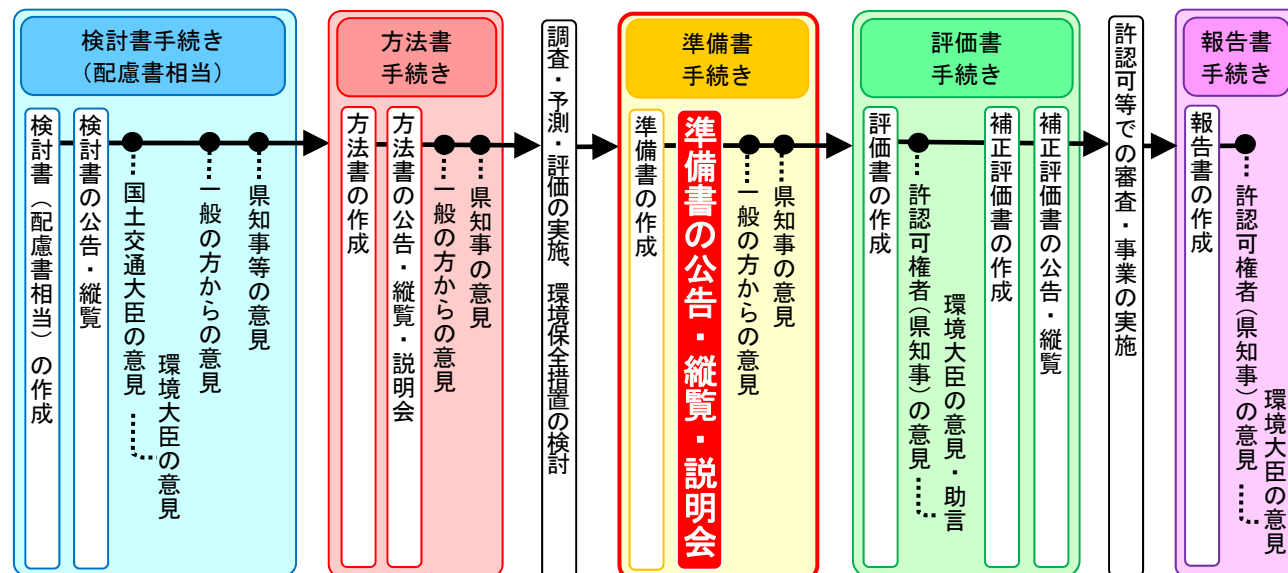
6. 総合評価

本事業の実施が環境に及ぼす影響の評価を、既存の知見及び調査結果を踏まえて予測を行うとともに、環境保全措置の検討を行った結果、環境への影響は、環境保全措置の実施により事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されており、環境保全への配慮は適正であると判断しました。また、地域の環境保全に係る基準又は目標との整合が図られていると判断しました。

環境影響評価の手続き

本事業に係る環境影響評価の手続きの流れは、以下のとおりです。

現在のステップは「準備書の公告・縦覧・説明会」の手続き段階で、一般の方や地方公共団体からの意見をいただき、それらを踏まえて進めていきます。



○環境影響評価準備書の縦覧について

縦覧場所			縦覧期間	時間
①	愛知県	愛知県庁西庁舎 環境部 環境活動推進課	平成 31 年 3 月 25 日（月） ～ 4 月 24 日（水） （土曜日及び 日曜日を除く）	午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
②	常滑市	常滑市役所 環境経済部 生活環境課		午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
③	知多市	知多市役所 環境経済部 環境政策課		
④	美浜町	美浜町役場 厚生部 環境課		午前 9 時～午後 5 時 15 分
⑤	名古屋港情報センター	名古屋港管理組合 本庁舎 6 階		
⑥	国土交通省	中部地方整備局 丸の内庁舎 1 階 情報公開室		午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分
⑦		中部地方整備局 名古屋港湾事務所 総務課		

中部地方整備局港湾空港部ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/1337/index.html>）からもご覧いただけます。

○ご意見の提出について

環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所及びホームページにある意見書様式又は書面にて、以下提出方法のいずれかによりご意見をお寄せください。

- ・ 提出方法：(1) 縦覧場所(上記②③④⑥⑦)に備え付け意見募集箱への投函
(2) 中部地方整備局ホームページでの意見登録
(3) 下記提出先への郵送、持参及び FAX
- ・ 提出先：〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号 NUP・フジサワ丸の内ビル 4 階
国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室
- ・ 提出期限：平成 31 年 5 月 10 日（金）午後 5 時 15 分まで（郵送の場合、当日消印有効）

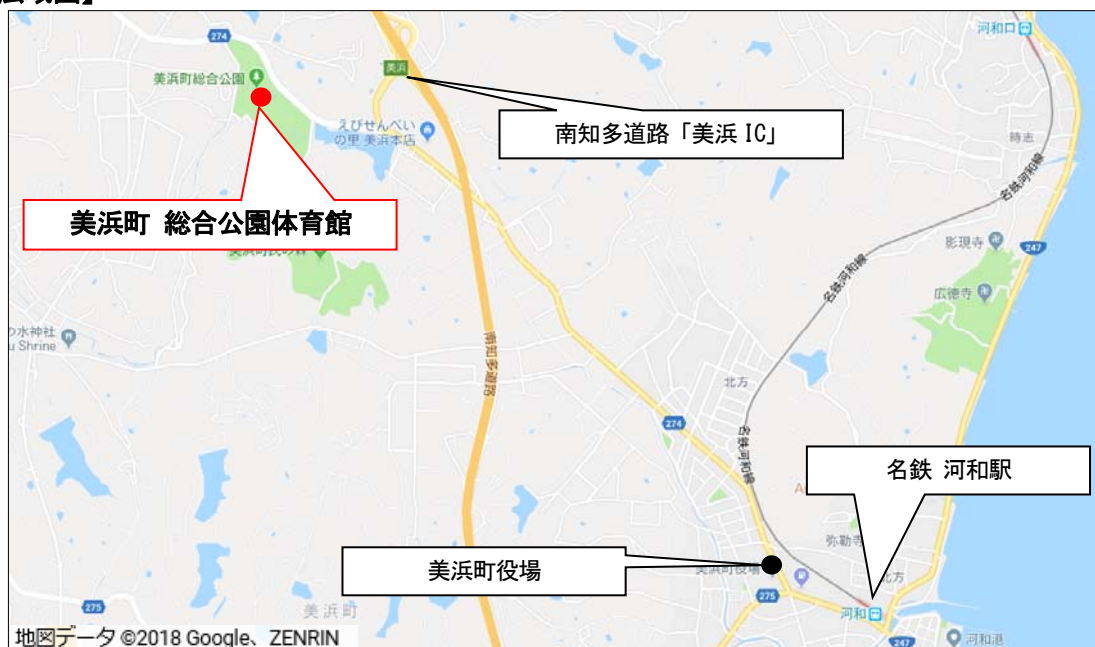


環境影響評価準備書に関する問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室
〒460-8517 名古屋市中区丸の内二丁目 1 番 36 号 NUP・フジサワ丸の内ビル 4 階
TEL：052-857-6340 FAX：052-209-6308

■美浜町総合公園体育館 案内図

【広域図】



【詳細図】



●南知多道路「美浜 IC」出ですぐ

■常滑市民文化会館 案内図



●電車でのご来場

名鉄「常滑駅」より徒歩約9分

●車でのご来場

知多横断道路「りんくう IC」より約4分

知多横断道路「常滑 IC」より約7分



国土交通省 中部地方整備局 港湾空港部 名古屋港浚渫土砂活用室 宛
 FAX 番号 : 052-209-6308

「中部国際空港沖公有水面埋立事業」環境影響評価準備書 準備書説明会 取材申込書

以下にご記入の上、FAXにてお申し込み下さい。

所属（社名）		
取材を希望する説明会 □に✓を記入下さい （複数回答可）	☐ 第1回説明会	平成31年4月16日（火）午後7時から 於：美浜町総合公園体育館サブアリーナ
	☐ 第2回説明会	平成31年4月17日（水）午後7時から 於：常滑市民文化会館ホール
取 材 者 ※取材者全員の氏名・ 役職をご記入下さい。	代表者氏名：	_____
	役職：	_____
	同行者氏名：	_____
	役職：	_____
	同行者氏名：	_____
	役職：	_____
カメラ等による 撮影の希望	（ 例：ビデオカメラでの撮影を希望 など ） _____	
連 絡 先	TEL :	_____
	FAX :	_____

締め切り：平成31年4月12日（金）午後3時まで